

不在者投票ができる病院等の指定（昭和 45 年岩手県選挙管理委員会告示第 26 号）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 6 月 6 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名称	所在地	名称	所在地
[略]		[略]	
<u>宮古老人保健施設桜ヶ丘</u>	[略]	<u>宮古介護老人保健施設桜ヶ丘</u>	[略]
[略]		[略]	
<u>医療法人社団山岡胃腸科内科医院老人保健施設北上きぼう苑</u>	[略]	<u>医療法人社団山岡胃腸科内科医院介護老人保健施設北上きぼう苑</u>	[略]
<u>老人保健施設 岩鷲苑</u>	[略]	<u>医療法人社団松誠会介護老人保健施設 岩鷲苑</u>	[略]
<u>医療法人社団松誠会老人保健施設 あしろ苑</u>	[略]	<u>医療法人社団松誠会介護老人保健施設 あしろ苑</u>	[略]
[略]		[略]	
<u>老人保健施設 サンライフえさし</u>	[略]	<u>介護老人保健施設 サンライフえさし</u>	[略]
[略]		[略]	
<u>社団医療法人三和会老人保健施設はーとぼーと雫石</u>	[略]	<u>社団医療法人三和会介護老人保健施設はーとぼーと雫石</u>	[略]
[略]		[略]	
<u>老人保健施設 清水苑</u>	[略]	<u>介護老人保健施設 清水苑</u>	[略]
[略]		[略]	
<u>医療法人三秋会老人保健施設 さわなり苑</u>	[略]	<u>医療法人三秋会介護老人保健施設 さわなり苑</u>	[略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。